

うるま市立中学校照明設備ＬＥＤ化事業に係る仕様書

１．事業名

うるま市立中学校照明設備ＬＥＤ化事業

２．仕様

（１）規格、品質について

- ・LED メーカーは日本国内メーカーであること。複数のメーカーからの調達を妨げない。
- ・全て新品であること。
- ・既存照明器具と同等以上の仕様（照度、色温度等）で、著しく意匠が変わらないものであること。照度は下記による基準を遵守すること。
- ・LED 器具交換の場合は、天井材のはつり等を避けるため既存器具と同サイズの器具を設置すること。また、劣化した配線（長期の使用に耐えられないもの）については交換し、落下等の危険がないよう安全に設置すること。但し、天井材にアスベスト含有の可能性がある場合は別途協議のうえ施工するものとする。ただし、アスベスト含有調査、撤去費用等にかかる経費は事業者が負担するものとする。
- ・LED 管球交換の場合、管球取付にあたっては、省電力化を前提とする配線のバイパス接続等の既存設備の加工作業を行い LED 照明に取り替えること。この場合、安定器が劣化や破損等存置に耐えうる可能性が低いと判断される場合は撤去・処分すること。また、劣化したソケット及び配線（長期の使用に耐えられないもの）については交換し、落下等の危険がないよう安全に設置すること。但し、天井材にアスベスト含有の可能性がある場合は別途協議のうえ施工するものとする。ただし、アスベスト含有調査、撤去費用等にかかる経費は事業者が負担するものとする。
- ・LED メーカーの製品として直管型 LED の出荷実績があること。
- ・耐久性の高い機器並びに 40,000 時間以上の寿命の光源（LED）を使用すること。

（２）照度について

学校環境衛生管理基準と同等以上とするため、以下の基準とする。また、以下の基準は太陽光採光等による影響のない環境（夜間等）での測定とし、測定方法は学校衛生管理基準記載による。測定結果は測定場所ごとに報告すること。

- ア 教室及びそれに準ずる場所の照度の下限値は、500 lx（ルクス）または現状測定値以上の照度とする。また、黒板の照度は、500 lx 以上であること。
- イ 教室及び黒板のそれぞれの最大照度と最小照度の比は、10：1 を超えないこと。
- ウ テレビやコンピュータ等の画面の垂直面照度は、100 ～ 500 lx またはそれ以上とすること。
- エ 教室以外における照度は、学校衛生管理基準に適合すること。

（３）交換した器具等の保証期間はリース期間である令和 17 年 3 月 31 日までとする。

（４）LED 化後の年間消費電力量及びＣＯ２排出量の削減を実現できる提案であること。

（５）契約・金額について

- ・事業期間は設置完了後翌月から令和 17 年 3 月 31 日までとする。
- ・提案金額にあたっては、商品代・交換工事費・送料・廃棄費用その他付帯費用と賃貸借利率の全てを含んだ金額とし、総額 163,500,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限として積算すること。
- ・賃貸借期間満了後にうるま市への所有権の移転（無償譲渡）を行うこと。

（６）リース期間内の維持管理

- ① 機器の保守について適切かつ迅速な対応が可能な保守体制を整え、機器の設置後から賃貸借期間終了までの間、機器が正常な状態で使用できるよう管理するものとする。また、保守体制及び作業計画を定めた計画書を作成し、賃貸借期間開始日の前日までに本市に提出するものとする。
- ② 点検・補修あたっては市内事業者を優先的に活用すること。
- ③ 機器の不具合を発見、又は通報を受けたときは、原則として３営業日以内に状況を確認すること。確認の結果、照明器具交換や補修等の工事が必要になった場合は、本市と協議の上、速やかに実施すること。対応に時間がかかる場合は対象箇所の見やすい場所にその旨を表示すること。
- ④ 機器の不具合が、故意又は過失による損害、暴動による損害、原子力による損害、地震、噴火及び津波による被害等、不可抗力によるもの以外の場合は、事業者の責任において補修を行うものとする。詳細については、事業者が加入している動産総合保険等の適用範囲に基づき、本市と協議の上、対応すること。
- ⑤ 本事業にて設置する管理プレートは、リース契約期間中に劣化・損傷しない材質の物を使用すること。判読不能となった管理プレートを発見した場合は、事業者の責任において補修を行うものとする（不可抗力による破損は除く。）こと。
- ⑥ 全てのリース物件に動産総合保険等による補償を付保すること。
- ⑦ リース期間中の問合せ窓口を設置すること。問合せ窓口は、原則として、月曜日から金曜日までの午前８時半から午後５時まで開設することとし、本市と共有する管理情報を使用し、本市からの連絡のみならず、学校側からの直接の連絡に対しても、適切な対応が可能であること。
- ⑧ リース期間内に照明器具の交換等が発生した場合は、作業終了後に別紙保守作業報告書（任意様式）により、随時、本市へ報告すること。また、１年間分の情報を年度末に所定の形式により本市へ提出すること。

（７）機器の損傷等の対応

- ① 機器により第三者に損害を及ぼしたときは、事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち本市の責めに帰すべき理由により生じたものについては、本市が負担する。
- ② 上記により復旧した機器については、事業者が引き続きリース期間内管理するものとする。

（８）その他

- ・設置場所ごとに適切な照度とする等、費用対効果の高い設備とすること。
- ・環境負荷の少ない設備を採用すること。

- ・今後の改修及び修繕等に配慮した計画とすること。
- ・作業にあたって劣化したソケット（ひびが入っている、変色している等長期の使用に耐えられないもの。）及び劣化した配線（腐食している等長期の使用に耐えられないもの。）については交換し、落下等の危険がないよう安全に設置すること。
- ・既存の照明器具については、別紙機器リストのとおり。
- ・契約手続きに要する経費については、全て事業者が負担すること。
- ・交換した製品について、製品の不良又は交換を行った者の責に帰する不具合が生じた場合は、事業者等は無償にて修理・交換の措置を講ずるものとする。ただし、既存の機器（灯具、ソケット、スイッチ等）、使用時間並びに使用方法等が上記以外の原因によって生じた不具合はこの限りではない。
- ・既存設備の撤去工事、本設備の設置工事及び維持管理において、市内電気工事業者の活用を優先的に行い、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。
- ・必要な場合には直ちに現場へ職員を派遣するなど、迅速な対応が可能な体制であること。
- ・コンソーシアムには施工業者として市内電気工事会社を優先とすること。また、アスベスト工事資格を持つ工事会社を手配できること。
- ・事業者は、施工に必要となる関係法令に基づく届出等の手続事務、施工監理及びその他の関連業務を実施する。
- ・事業者は、撤去した設備・資材等を適切に運搬・廃棄する。撤去した資材等の取扱いについては、関係法令を遵守し事業者で処分するものとする。P C Bを含む安定器があった場合には、取扱いについて別途、監督員と協議するものとする。また、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は受渡確認票（電子マニフェスト）の写しを提出すること。
- ・現地において、回路調査等を十分に行い、作業を安全かつ確実に実施すること。
- ・設置作業にあたっての安全管理については、監督員と打合せを行い、事業者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。また、設置作業により生じた施設設備、電気機器等への不具合や事故については、事業者の負担により対処すること。
- ・設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として事業者負担の上実施すること。
- ・停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に監督員及び施設管理者と調整し、事故及び紛争等を防止すること。
- ・搬出入経路については、施設管理運営上の支障に留意し、監督員及び施設管理者の承諾を得ること。
- ・作業車、運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の本市敷地内における必要な場所の確保については、事前に監督員及び施設管理者の承諾を得ること。なお、施設によっては駐車車両の駐車スペースを、事業者負担にて近隣駐車場を確保すること。
- ・夜間作業は、事前に監督員及び施設管理者の承諾を得ること。
- ・個別の作業場所での作業時間帯の決定に当たっては、監督員及び施設管理者の指示に従うこと。
- ・LED化前後の電気使用量等削減された省エネ効果を報告すること。

- ・LED 化後に教室種類ごとに照度検査を行い、報告すること。
- ・本事業でLED 化した箇所は、交換したことが分かるようシール等を貼付すること。
- ・契約期間終了後に不具合等が発生した際の連絡先を記載した体制表を提出すること。
- ・施工前後のトラブル防止のため記録として施工時等の写真を保管すること。
- ・この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と事業者で別途協議して定める。

2. 施設一覧

No.	施 設 名	住 所	R5 年度電気料金 (円)	R5 年度使用電 力量(kWh)
1	石川中学校	うるま市石川 440 番地 1	12,974,160	369,686
2	伊波中学校	うるま市石川東恩納 978 番 地 1	11,494,701	315,865
3	与勝中学校	うるま市勝連南風原 3615 番 地	14,638,518	458,788
4	与勝第二中学校	うるま市与那城饒辺 153 番 地 1	6,257,397	181,866